法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を国等の事務又は事業の実施等によって得ている部門がある場合には、当該年度において当該部門に所属したことがある当該交流採用予定者の交流採用をすることができない。

（交流派遣の実施に関する計画の認定）

第三十一条　（略）

2　任命権者は、第四条第五号から第十三号までに掲げる法人に交流派遣をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流派遣に係る計画書類に記載しなければならない。

一～三　（略）

（交流採用の実施に関する計画の認定）

第四十二条　（略）

2　任命権者は、第四条第五号から第十三号までに掲げる法人に所属する者の交流採用をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流採用に係る計画書類に記載しなければならない。

一～三　（略）

法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を国等の事務又は事業の実施等によって得ている部門がある場合には、当該年度において当該部門に所属したことがある当該交流採用予定者の交流採用をすることができない。

（交流派遣の実施に関する計画の認定）

第三十一条　（略）

2　任命権者は、第四条第四号から第十二号までに掲げる法人に交流派遣をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流派遣に係る計画書類に記載しなければならない。

一～三　（略）

（交流採用の実施に関する計画の認定）

第四十二条　（略）

2　任命権者は、第四条第四号から第十二号までに掲げる法人に所属する者の交流採用をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流採用に係る計画書類に記載しなければならない。

一～三　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○公正取引委員会規則第四号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則 ［制定文略］	公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 ［同上］
（趣旨） **第一条**　公正取引委員会の所管する法令に基づく手続等を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。	（趣旨） **第一条**　行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている公正取引委員会の所管する法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。
（定義） **第二条**　［略］ 2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［号を削る。］ ［号を削る。］	（定義） **第二条**　［同上］ 2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　書面申請等様式　申請等を書面等により行うときに従うこととされている様式をいう。 二　電子申請等様式　申請等を電子情報処理組織を使用して行う場合において従うこととされている様式であって、申請等の名称、申請等を行う日付、申請等を行う相手方の名称、申請等を行うものの住所又は所在地、郵便番号及び氏名又は名称その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を記録すべきものとして、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式をいう。 三　［同上］ 四　［同上］
一　［略］ 二　［略］	